

令和2年11月7日

広島大学理学部後援会の留学補助制度申請要項

1. 目的

海外の大学等との交流及び留学にかかる学生の経済的負担を軽減することを目的とする。

2. 対象者

広島大学理学部（以下、理学部という。）に在籍する学生で、後援会に加入している者

3. 補助金額等

渡航目的、渡航期間、渡航先、補助にかかる予算額等を勘案して、1件につき40,000円を上限として補助するものとする。

4. 申請要件

- (1) 後援会に入会している者で、留学補助を希望する者
- (2) 留学期間又は海外渡航期間が概ね5日以上の旅行で、観光が目的でない渡航
- (3) 留学の目的及び計画が明確で、留学による効果が期待できる者
- (4) 申請年度と渡航が終了した年度が同一であること

5. 申請方法等

別紙の申請書に必要事項を記入し、次の書類を添付して理学系支援室（総務・企画担当）に提出する。

- (1) 渡航内容が具体的に記載された書類
- (2) 海外渡航にかかる旅費補助、奨学金等が他にある場合はそれが明記された書類

6. 選考方法

- (1) 採択の可否及び金額は理学部運営会議において行うこととする。
- (2) 4月から9月末までに申請があったものは10月～11月に選考を行い、10月から3月末までに申請があったものは翌年度4月に選考を行うこととする。

7. その他

- (1) 留学補助にかかる学生への通知は掲示等による。
- (2) 帰国後は、パスポート等を理学系支援室に持参して渡航の確認を得ること。
- (3) 留学の成果に関する報告書を提出すること。
- (4) 上記(2)に関連し、申請時に届け出を行わず本補助を受けた事実が判明した場合、補助金の支給前後に関わらず、採択の取り消し及び補助金返還の義務が生じることとする。
- (5) この要項の解釈又は運用において疑義が生じた場合は、運営会議の議を経て、学部長が決定するものとする。